

# スポーツとくすり

兵庫県立加古川医療センター薬剤部

東京オリンピック開催を控えた今、スポーツとお薬の関係についてお話します。

競技を行いながら治療を行う方もたくさんおられます。この場合【ドーピング】に注意が必要です。

**【ドーピング】って？**「スポーツにおいて禁止されている物質や方法によって競技能力を高め、自分だけが優位に立ち、勝利を得ようとする行為」。意図的であるかどうかに関わらず、ルールに反し競技能力を高める「方法」や、それらの行為を「隠すこと」をいいます。日本のドーピングの多くが無防備・無知(うっかりドーピング)です。

**対象者は？**検査の対象はプロ選手だけでなく、国体の選手等も含まれ、検査は競技中(大会中)のみではなく競技会外でも行われるため、対象選手は常に注意しておかなければなりません。

**違反した場合は？**大会成績の自動的な失効及び原則 2 年または 4 年間の資格停止の制裁が課せられ、この期間は競技会への出場、所属チームの施設利用や練習への参加は一切できなくなります。

禁止薬が記載されている禁止表の更新は、1 年に 1 度行われ、皆さんが知っている商品名でなくお薬の成分名で記載されているため分かりにくい状況です。どのお薬が使えるかはかかりつけ医や【スポーツファーマシスト】にご相談ください(2021 年禁止表国際基準表日本語版: <https://www.playtruejapan.org/topics/2020/000491.html>)。

**スポーツファーマシストって？**アンチ・ドーピング規則に関する知識を有する薬剤師です。

お薬についてアドバイスが可能で、JADA(日本アンチドーピング機構)のホームページから近くのスポーツファーマシストを検索することが出来ます(<https://www3.playtruejapan.org/sports-pharmacist/search.php>)。

**禁止薬をどうしても使用しなければならない場合は？**禁止薬であっても治療使用特例(TUE)を事前に提出し、使用が認められれば使用可能です。【選手は治療できない】なんてことはありません！但し、①使用しなければ重篤な状態になる②代わりになる薬剤がない③使用しても追加的に競技力を増強させない④治療しようとしている病気はドーピングによって生じたものでない場合に限り申請が認められます。

## 実際にあった事例

競技会直前に風邪をひき市販の総合感冒剤を服用した。成分にメチルエフェドリンが含まれており、3ヶ月の資格停止(競技力向上目的でないとして証明できたため制裁措置軽減)



**Point:**メチルエフェドリンは興奮薬。中枢神経を刺激し集中力、疲労感の緩和により競争心を向上させるが、疲労の限界に対する正常な判断ができなくなることで競技相手に危害を加えるおそれがあり禁止とされています。漢方の麻黄、半夏もエフェドリンを含みます。そのため葛根湯、小青竜湯も禁止です。総合感冒剤の中でも内服できる薬剤はあります。

全てのお薬の使用が禁止されているわけではありません。意図しない“うっかりドーピング”を避けると共に、薬の服用を避けた結果体調を崩し競技成績に悪影響与えることがないように、正しい知識で、安全に使用できる薬剤を選択し、ベストな状態で試合を迎えられるよう、スポーツファーマシストもご活用下さい。